

南工場建替事業に係る環境影響を受ける  
範囲であると認められる地域の選定書

令和3年10月

広島市



## 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 31 日広島市条例第 30 号（平成 27 年 3 月 13 日広島市条例第 22 号により最終改定））に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告（平成 28 年 4 月 1 日に最終改定））に基づき、対象事業の実施を予定している区域（以下「事業計画地」という。）及び既に入手している情報によって、1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、新南工場敷地を中心とする半径 1,000m の範囲の地域を選定しました。

本事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、次の表及び図に整理したとおりです。

表 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 二酸化硫黄、 窒素酸化物、 浮遊粒子状物質等	<p><b>【建設機械の稼働】</b>            工事計画及び事業計画地とその周辺の状況や大気汚染物質の拡散特性（「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省）（以下「技術手法」という。）を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から150mの範囲を、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【施設の稼働（排出ガス）】</b>            環境影響評価の結果から、最大着地濃度出現距離は、年平均値では二酸化窒素で730m、1時間値では逆転層崩壊時で810mとなったこと及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、新南工場敷地を中心とする半径1,000mの範囲を、施設の稼働（排出ガス）による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行】</b>            工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、大気汚染物質の拡散特性(技術手法を参照)を勘案し、主要運行ルート of 道路端から150mの範囲を、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
騒音	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、騒音の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から200mの範囲を、建設機械の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【工事車両及び廃棄物運搬車両等の運行】</b>  工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、騒音の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、主要運行ルート of 道路端から200mの範囲を、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【施設（機械類）の稼働】</b>  施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、騒音の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、新南工場敷地の敷地境界から200mの範囲を、施設（機械類）の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
振動	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、振動の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から100mの範囲を、建設機械の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行】</b>  工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、振動の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、主要運行ルート of 道路端から100mの範囲を、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【施設（機械類）の稼働】</b>  施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、振動の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から100mの範囲を、施設（機械類）の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
悪臭	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、悪臭の拡散特性（技術手法を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から150mの範囲を、建設機械の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【施設の稼働（排出ガス及び機械類の稼働）】</b>  環境影響評価の結果から、最大着地濃度出現距離は逆転層崩壊時で810mとなったこと及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況を勘案し、新南工場敷地を中心とする半径1,000mの範囲を、施設の稼働（排出ガス及び機械類の稼働）による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
地下水汚染	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画を勘案し、事業計画地を、建設機械による掘削作業等による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
土壌汚染	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画を勘案し、事業計画地を、建設機械による掘削作業等による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
日照障害	<p><b>【施設の存在】</b>  環境影響評価の結果から、時刻別日影図では8時及び16時において最大であり、新南工場敷地から8時は約200m、16時は約320mの範囲に、また、等時間日影図では3時間以上の日影が新南工場敷地から最大約20mの範囲に生じます。さらに、施設計画及び事業計画地とその周辺の状況や類似事業の事例を勘案し、時刻別日影線を含む範囲として、新南工場敷地の南端を起点とし西に約200m、東に約365m、北に約270mの長方形の範囲を、施設の存在による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
景 観	<p><b>【施設の存在】</b>  環境影響評価の結果、施設計画及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、新南工場敷地を中心とする半径300mの範囲を、施設の存在による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<p><b>【建設機械の稼働】</b>  工事計画及び事業計画地その周辺の状況に加え、大気汚染物質の拡散特性や騒音及び振動の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、事業計画地の敷地境界から半径200mの範囲を、建設機械の稼働による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
廃棄物等	<p><b>【工事の実施】</b>  工事計画を勘案し、建設廃棄物等の廃棄物が発生する事業計画地を、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p> <p><b>【施設の供用】</b>  施設計画を勘案し、焼却灰等の廃棄物が発生する新南工場敷地を、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>
温室効果 ガス等	<p><b>【施設の稼働（排出ガス）】</b>  施設計画及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、二酸化炭素を含む排出ガスの固定発生源となる煙突が設置される新南工場敷地を、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。</p>



図1 環境影響を受けると認められる地域（総括）



図2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（大気質・悪臭）

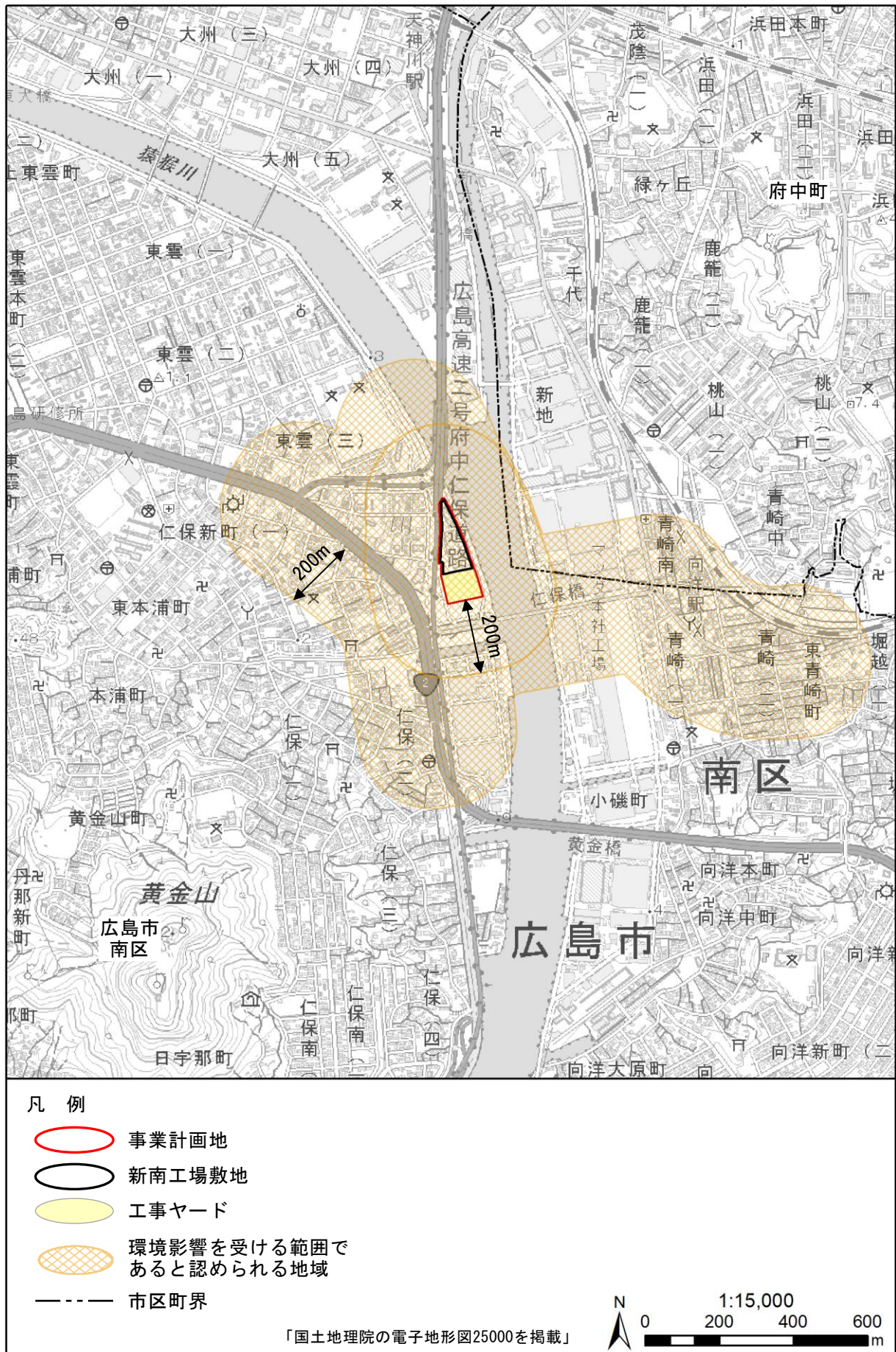


図3 環境影響を受けると認められる地域（騒音）



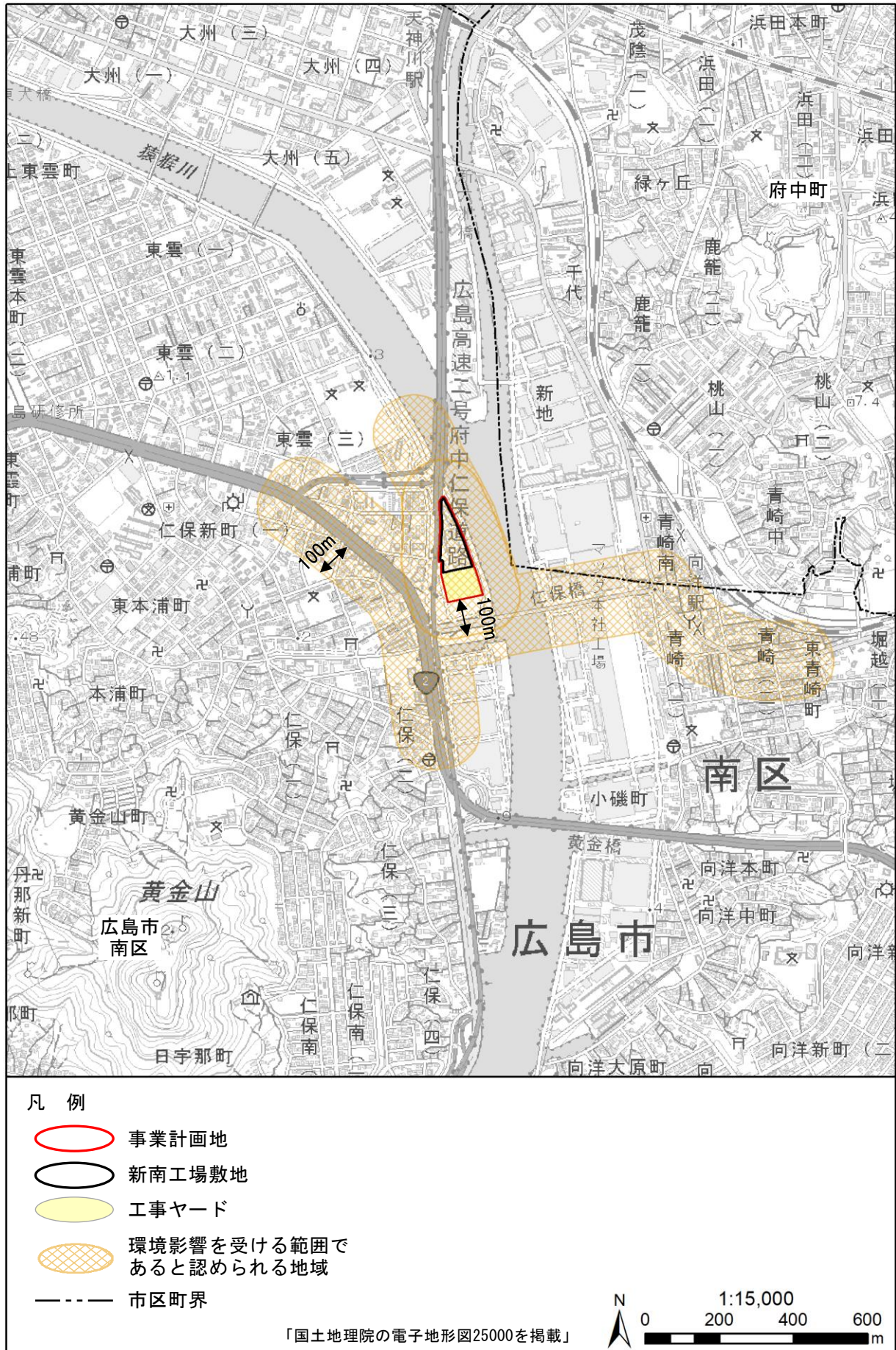


図 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（振動）



図 5 環境影響を受けると認められる地域（地下水汚染・土壌汚染・廃棄物等）

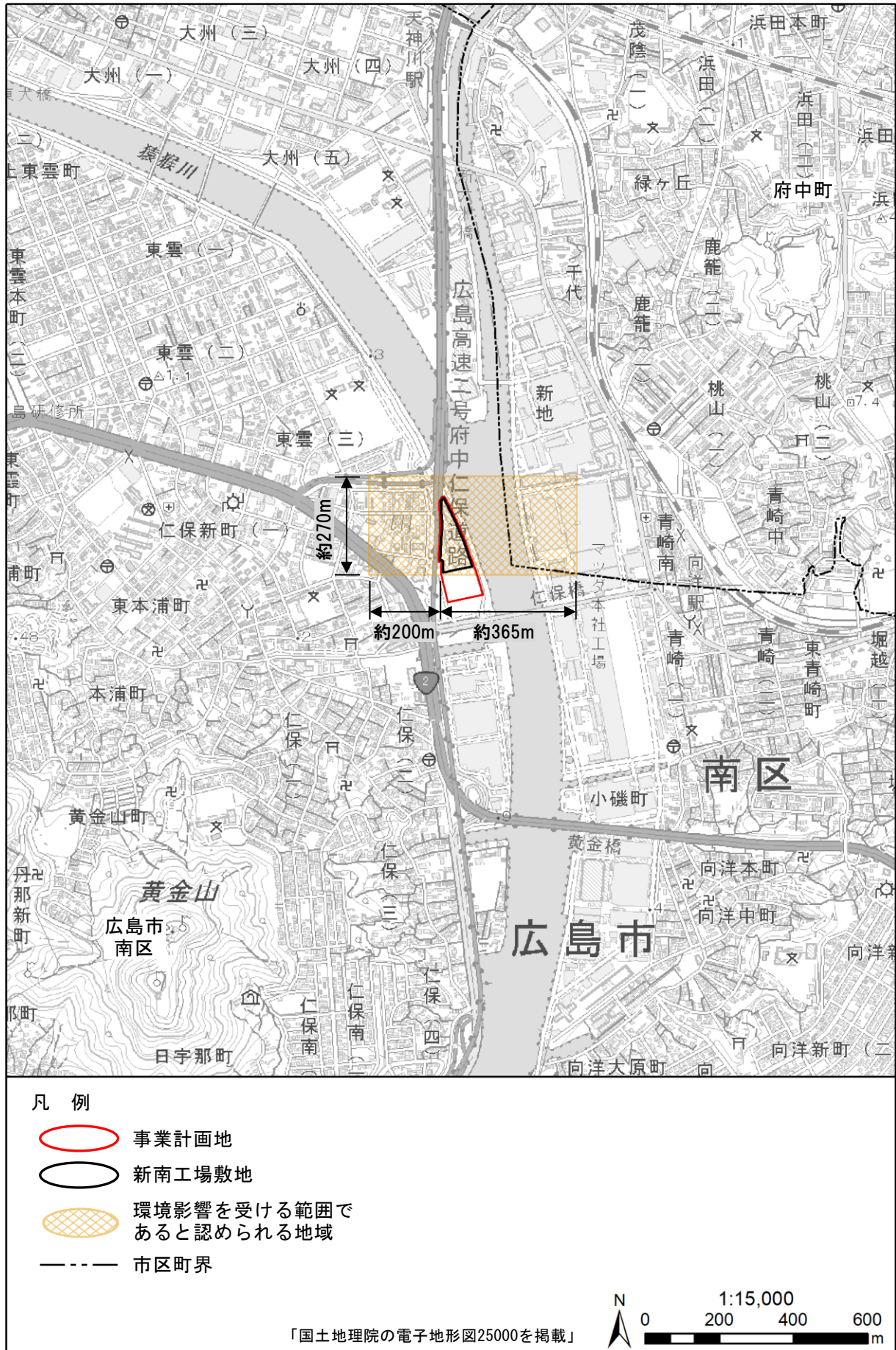


図 6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（日照阻害）

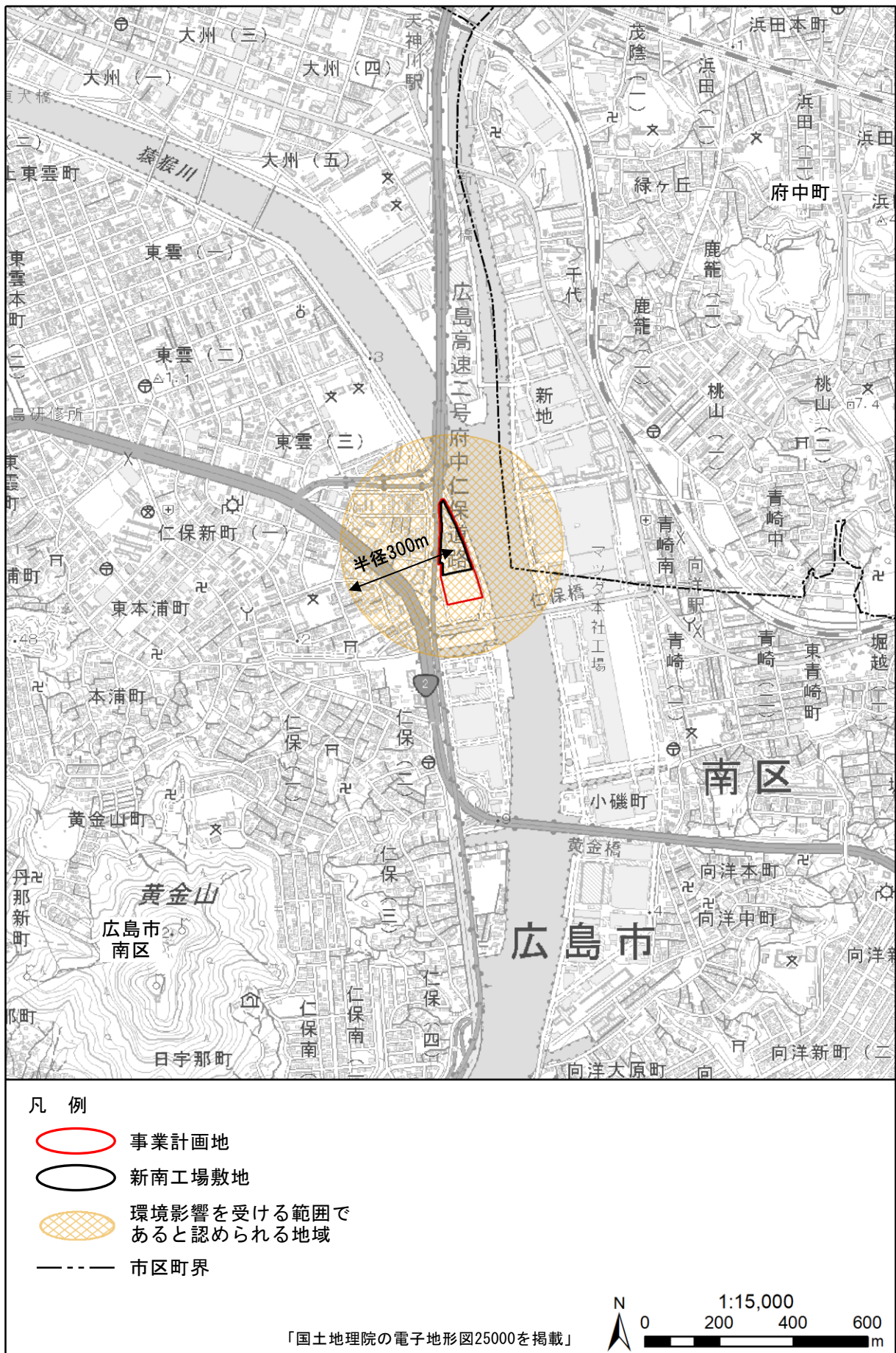


図 7 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（景観）

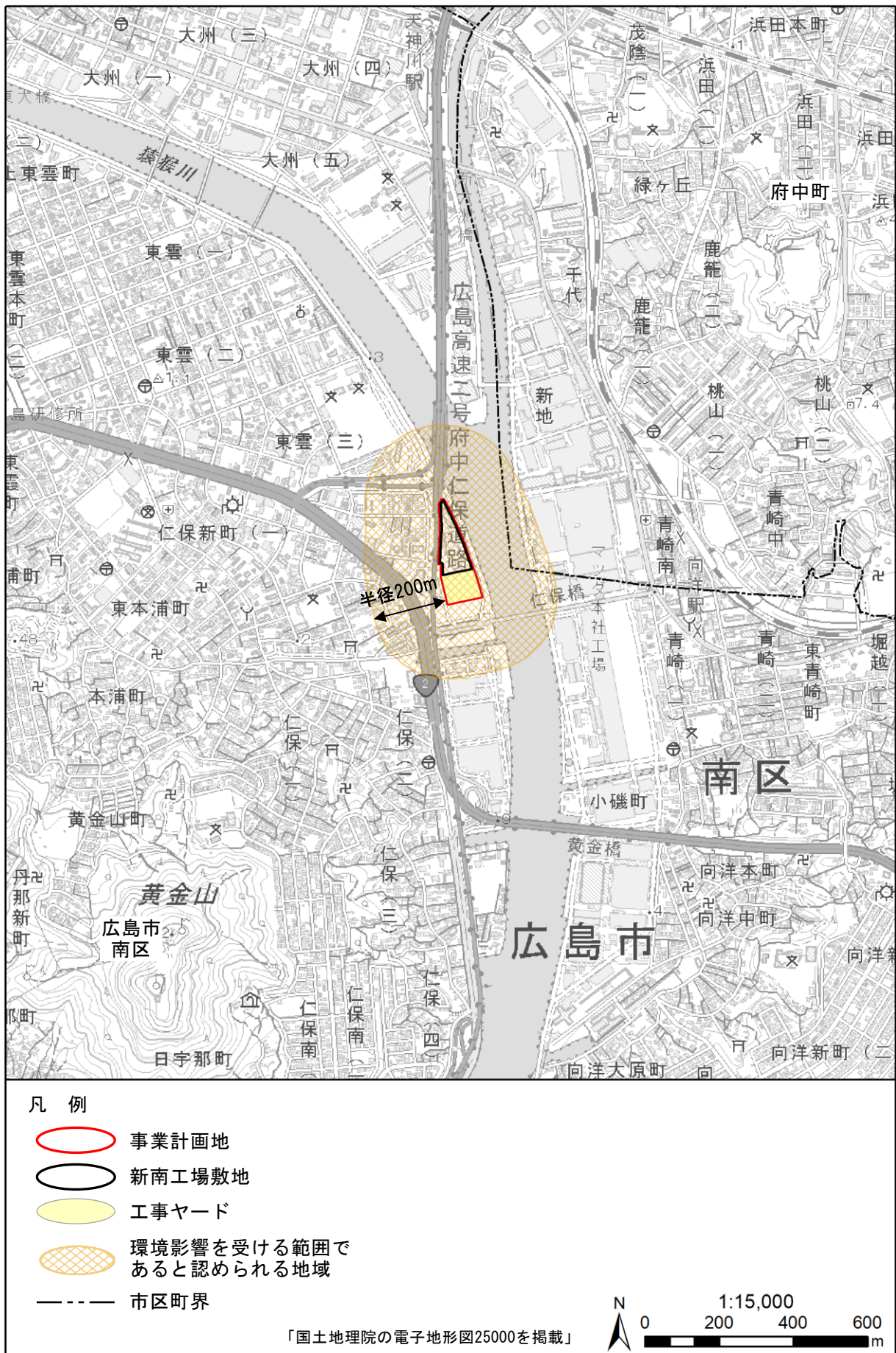


図 8 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（人と自然との触れ合いの活動の場）



図 9 環境影響を受けると認められる地域（温室効果ガス等）